

## 高知海岸保全技術検討委員会規約

(名称)

第1条 本会は、「高知海岸保全技術検討委員会」(以下「委員会」)という。

(目的)

第2条 委員会は、高知海岸(長浜~新居工区、南国工区)の海岸保全事業の実施にあたって、海岸工学の技術的見地からこれを提言、助言することを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は、別表-1に掲げる委員により構成する。

なお、必要に応じて委員会に諮った上で、別表以外の学識経験者などを委員または臨時メンバーとして参加させることができるものとする。

(任務)

第4条 委員会は、次の事項について、審議する。

1. 高知海岸保全技術の実施にあたって必要となる海象現象の調査、工事の実施計画、事業の影響予測、事業効果の検討等に関わる事項。
2. その他検討委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員長)

第5条 委員会は、委員の互選により委員長を置くものとする。

委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議)

第6条 委員会は委員長が召集し、議長となる。

委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、四国地方整備局高知河川国道事務所において行う。

(施行)

第8条 この規約は平成9年11月21日から施行するものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決定する。

附則

平成14年 2月 8日改訂(省名変更に伴う改訂)

平成17年 3月 22日改訂(事務所名変更に伴う改訂)

平成19年10月 30日改訂(委員追加に伴う改訂)

平成25年 3月 22日改訂(工区追加に伴う改訂)

平成26年 3月 6日改訂(委員追加変更に伴う改訂)

平成27年 3月 26日改訂(委員変更に伴う改訂)

※敬称略

高知海岸保全技術検討委員会 第3条第1項の委員	
所 属	氏 名
大阪大学 名誉教授	出口 一郎
高知工科大学 学長	磯部 雅彦
広島大学 名誉教授	山下 隆男
国土交通省 国土技術政策総合研究所 海岸研究室長	加藤 史訓
国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室 海洋開発企画官	藤田 士郎
高知県 土木部 部長	福田 敬大
国土交通省 四国地方整備局 河川部長	植松 龍二
国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所長	新宅 幸夫

平成30年2月現在